

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第4回）

日時 平成23年5月19日（木）10時00分～12時20分

場所 大阪府新別館南館7階 研修室9

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、岡本委員、立野委員、
中村委員、橋本委員

[教育委員会] 見浪教育総務企画課長、朝倉主査

[人事委員会] 文村人事委員会事務局長、谷口参事

[監査委員] 磯部代表監査委員、赤木委員、齊藤監査委員事務局長、岸本補佐

[公安委員] 栗原公安委員会委員長、大宅委員、金治室長、鎌田補佐

（大阪府：審議会事務局）岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 2名

（議事概要）

○資料の説明（配布資料について事務局から説明）

（資料番号1「非常勤の行政委員会委員の報酬額の状況」）

（資料番号2「他県の見直し状況」）

- ・特に意見なし。

○ヒアリング（意見交換）の実施〔教育委員会〕（資料番号3-1）

（委員会からの説明要旨）

- ・報酬の多寡にはこだわるといっていいが、委員の役割について十分理解をいただいた上で議論をいただきたい。
- ・資料に記載のない部分として、教育の課題がクローズアップされる中、教育委員会全体のマネジメントを行うことが求められており、委員独自で打ち合わせ等も行っている。

（主な質疑）

- ・個別委員毎に学校訪問等の活動状況が異なるのか。
→委員全員というのは少なく、各委員の強みを生かし学校を訪問することが多い。
- ・委員全員が揃う活動と個別活動の割合はどの程度か。
→全員が揃うのは月1回の教育委員会議。
- ・教育委員会議の重要性とは。また、直近の開催状況とその時間は。
→さまざまな活動をする集約の場であり、議決等の意思決定が行われる。直近では5月13日に開催し、時間は9時半から11時ごろまで。通常は12時ぐらいいまでかかるので、いつもよりは時間はかからなかった。
- ・行政委員報酬に生活給的な要素はないと考えているが、その点についての見解。
→現行の委員は、委員以外に生業がある。収入等の状況までは把握できないので、生活給になっているか否かの明言はできない。
- ・委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。
→常に、児童、生徒の視点を中心に物事を考えていくこと。

- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。
 - 報酬単価が高いか低いかという判断は難しい。委員報酬の考え方として教育委員会会議だけではなく、日々、委員としての立場が生活全般に及ぶことは考慮すべきではないか。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。
 - 日々、委員活動としてやっていることを評価されずに日額とされるのは本意ではないと思う。
- 資料の3に記載のある独自の会合とは、どのようなテーマで行われているのか。
 - 特にテーマを決めているものではないが、去年の例を挙げると、市町村への権限移譲や教育委員会制度のあり方が大きなテーマとしてあった。
- 委員会会議以外の委員の日々の活動を評価するには、事務局で会議を設定することでクリアできるのでは。
 - 委員が集まってということならそうした方法も考えられるが、それ以外にもメール等のやりとりがあるので、活動を切り分けるのは難しいのでは。
- 橋下知事が就任してから、委員の活動は変わってきているのか。
 - 大きく変わってきていると思う。
- 委員会会議にはシナリオはあるのか。
 - 全くない。委員長の進行用のシナリオのみ。
- 委員から（活動についての）月間レポートのようなものが提出されているのか。
 - 日々の活動についてのレポートの提出はない。訪問等は事務局が準備するので、把握することができる。
- 教育のマネジメントについての取組みについて聞きたい。
 - 委員としては事務局を使って情報収集をした上で、さまざまな課題や政策提案をしていくことではないか。
- 資料の中に「必要に応じて課題提起する」とあるが、どのような形式で行われているのか。
 - 委員会会議では必ず何らかの課題提起をいただいている。
- 医師などの本業がある中で常時、教育のことを考えることはできるのか。
 - 365日24時間考えているということではないが、日単位では切れない部分はあるのでは。

○ヒアリング（意見交換）の実施〔人事委員会〕（資料番号3-2）

（委員会からの説明要旨）

人事委員長からの意見

- 人事委員としての日常の活動は、勉強や準備等さまざまあり、報酬は月額が適切。一方、財政が厳しく日額制ということであれば、受け止めていきたい。
- 監査委員の報酬が他の行政委員よりも高額となっていること、また、府議会議員の報酬を日額制にするのかについても検討していただく必要があるのでは。

（主な質疑）

- 委員報酬について生活給的な要素があるのかどうか。

- 生活給的なものであるとは考えていない。職務・職責に見合う報酬であるということが最も肝心ではないか。
- 委員の活動で最も重要なものは。
 - 地方公務員法第26条にある、年に一度の人事委員会勧告が主たる業務。
- 委員会議の頻度は。また、直近の開催と要した時間は。
 - 議事規則上では定例会が週1回となっているが、22年度の実績では年間29回開催している。直近の会議は、5月17日に開催し、午後3時から5時まで。通常の会議と比較するとやや短い時間であった。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。
 - 府職員の給与、勤務条件について府民理解を得られるものとする事。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。
 - 3名の委員とも生活給的な要素は考慮していない。委員の活動に見合った報酬であるかどうかという認識はあるのでは。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。
 - 他団体の動向や司法の判断などは、委員は十分、認識している。ただ、日々の活動から考えると批判を受けるような状況ではないと考えている。
- 別紙資料の事案数は、他府県と比較してどのような状況か。
 - 大都市圏の自治体と比較しても件数に大きな差はない。

○ヒアリング（意見交換）の実施〔監査委員〕（資料番号3-3）

（委員会からの説明要旨）

- 事務局で把握している業務以外にも、資料の分析検討や現地調査などが多くあるということをご理解いただきたい。
- 7月、8月及び11月から3月にかけては監査業務があり、かなり集中して職務に従事している。他に、住民監査請求があった場合には、60日という法律で定められた期日内に、事実認定上の問題点や法律上の問題点について精査・検討を行い、監査結果の文書構成も検討の上、自ら作成する。

（主な質疑）

- 定例及び臨時の協議会の直近の開催状況及びそれに要した時間は。
 - 昨日開催し、1時間半程度。案件が多い場合、半日や一日かかることもある。
- 議員選任の委員報酬は、議員報酬に上乗せされる形か。
 - その通り。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。
 - 専門的な知識をもとに識見を発揮し、監査結果について責任を持つこと。府民の期待に応えること。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。
 - 報酬の多寡というよりも、監査という仕事は日額がなじむものなのかどうか。例えば、弁護士や公認会計士でもタイムチャージ制の考え方があるが、行政の監査委員がタイムチャージで請求するというのは、なじまないのではないか。

- 委員報酬は生活給ではなく、職務に対する反対給付と考えている。地方自治法の適用について、職務の性質・内容、勤務の実態、職責の重大性がメルクマールであると思う。現在の監査委員の職務の内容や職責の大きさ等を考慮すると但し書きの適用による月額制採用の条例は妥当ではないかと考えている。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。
 - 見直しの動きは十分、認識している。監査委員の職務の実態、職責等からみてどうなのかと考えると、報酬のあり方としては現状のままが妥当では。
- 仮に月額制として条例改正された場合に受け止められるか。
 - 仮に月額制になった場合、事務局が把握していない事務所での資料分析・検討や現地調査を正直に請求し、全額支給し、現状よりも報酬が多くなった時に府民の納得が得られるかどうかだと思う。
- タイムチャージの相場は。
 - 現在はクライアントとのやりとりで決定されるもの。裁判所等の公的な仕事でも1時間あたり2万円ぐらいでは。公認会計士だと日額で8～10万円ということもある。
- 委員であることによる日常生活への影響は。
 - 今のところは特にない。

○ヒアリング（意見交換）の実施〔公安委員会〕（資料番号3-4）

（委員会からの説明要旨）

- 公安委員会の管理機能強化によって、定例会議の平均開催時間も延びてきている。（平成10年度は、平均2時間47分）
- 運転免許の取り消しや飲食店営業の営業停止処分など、慎重な議論の上で実施。
- 日常生活への影響については、常時即応体制が必要であり、例えば東日本大震災に対応するための部隊の派遣は、公安委員会で決定。警察官の不祥事が発生した場合には、休日、夜間に関係なく委員に報告している。過去には、委員の自宅への押しかけ事案などもあった。

（主な質疑）

- 直近の定例会議はいつ開催されたか。
 - 昨日、午後1時から7時の6時間。前週の会議も6時間45分であった。
- 委員の身辺警護のために警察官を配置するような状況か。
 - 委員宅に防犯カメラは設置しているが、現状では、そこまでは至っていない。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。
 - 常に公正な立場で府民の視点で警察活動がどうあるべきかということ。
 - 重要な事項での決定が多い。例えばタクシーの運転手に免許取消の処分をすると生活権を脅かすことになるので、責任感や負担感はある。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。
 - 委員報酬が高いとも低いとも思わないが、報酬をあてにするというよりも仕事の本来の趣旨を考えて活動している。委員にふさわしい人材を確保するには、相応のものが必要では。日額では恐らくできない仕事だと思う。財政状況を踏

- まえた現行の委員報酬の20%カットも理解しているつもり。
- 報酬を支給される側から意見を言う立場ではないと思う。委員会の職務内容を判断されて決めていただければと思う。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。

→各団体で見直しがなされていることは承知。それぞれの行政委員会の役割や活動の状況は異なっていると思う。活動にふさわしい報酬を考慮いただければ。大津地裁判決があるからといって全ての行政委員会が日額というのはどうかと思う。本来は、委員会毎に見直しをすべきであり、個々に判断すべきでは。

→（見直しが進んでいるのは）時代の流れではあると思う。
 - 業務の負担感という話題もあったが、委員間で差はあるのか。

→委員間ではそれほど差はない。
 - 委員長の式典等の出席が多いが負担感は。

→日程調整のやりくりは大変だが、委員長の立場として出席が必要なもの優先して対応している。

○次回以降の審議事項について（配布資料について事務局から説明）

（資料番号④「次回以降の審議事項について（予定）」）

- いろいろな人に影響を及ぼす審議会であることから、きちんと議事録をとって発言者の氏名も入れることを提言したが、反対があってダメだった。しかし、大阪府の審議会でも氏名入りの議事録を作成しているところもある事実が判明した。また、大阪市の特別職報酬等審議会でもきちんと議事録を取っている事実も判明した。我々が公平、公正にきちんと議論していることを知ってもらうためにも、発言者氏名入りの議事録を残すことが必要では。

→この点については、会長預かりとする。
- 審議会としての行政委員会ヒアリングのとりまとめをすべきでは。

→可能な限り、そうした趣旨を踏まえ、検討する。
- 6月30日の議会活動についてのヒアリング手法については、当審議会としては、会派ごとに実施することが委員全員の一致した意見であることを議会に伝える。
- 次回会議は、6月2日（木）午前10時からの予定。